

リステック リモートウイルス駆除サービス約款

第1条(目的)

『リステック リモートウイルス駆除サービス』(以下「本サービス」といいます。)は、株式会社リステック(以下「当社」といいます。)が販売する製品DOBERMAN SYSTEM DS-UTM HG または DS-UTM HG2を有する利用者(以下「サービス受給者」といいます。)のみに適用されません。

本約款は、当社が提供する本サービスに適用される基本的な条件を定めるものです。

第2条(本サービスの内容及び対象)

本サービスの内容は以下のとおりです。

- 1 正常に動作しているDS-UTM HG または DS-UTM HG2の配下に接続されたMicrosoft社のサポート範囲内のWindowsパソコンがウイルスに感染した場合、電話又はリモートアクセスツールによる、ウイルス駆除を実施します。
- 2 サービス受給者は、当社が定める「RESTEC遠隔サポート 免責事項」に同意の上、リモートアクセスツールの利用を行うものとします。
- 3 サービス受給者がウイルス感染の申告を当社サポートセンターへ連絡後、一時切り分けを行い、本サービス適用の際はサービス受給者に確認の上、申し込み受付となります。
- 4 以下に該当する場合は本サービスの適用外とします。
 - (1)該当のパソコンが日本国外にある場合
 - (2)該当のパソコンに正常にアクティベートされた有償のウイルス対策ソフトがインストールされていない場合
 - (3)サービス受給者の使用上の誤り、故意でのウイルス感染の場合
 - (4)DS-UTM HG または DS-UTM HG2のファームウェアが最新情報にアップデートされていない場合
 - (5)外出時などのDS-UTM HG または DS-UTM HG2配下外で感染した場合
 - (6)当社が指定するリモートアクセスツールがサービス受給者のネットワーク環境、セキュリティポリシー等により利用できない場合
 - (7)サービス受給者が自ら又はその役員もしくは実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力である場合

第3条(本サービスの対象期間と提供回数の限度)

- 1 サービス受給者が本サービスを受給できる期間は、DS-UTM HG または DS-UTM HG2がアクティベートされた日からライセンス有効期限までとします。
- 2 本サービスの適用外(第2条4項)の場合は、有効期間にかかわらず本サービスの対象外とします。
- 3 本サービスの提供は、1項に定める対象期間中5回までとします。

第4条(注意事項)

- 1 本サービスはウイルス駆除を100%確約するものではありません。
- 2 ウイルスが破壊したデータの復旧は実施いたしません。
- 3 当社は本サービスの提供および内容に起因してサービス受給者または第三者が損害を被った場合、当該損害につき一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社は本サービスの提供により、サービス受給者または第三者が保持している情報およびデータ等が消失、紛失、毀損、改変等したことに起因してサービス受給者が損害を被った場合、当該損害につき一切の責任を負わないものとします。

第5条(提供時間)

本サービスの問い合わせ先及び受付時間は、以下のとおりです。

問合せ先番号 :0120-088-189(フリーコール)
受付時間 :平日 9:00 ~ 18:00
土曜日・日曜日・祝祭日・夏季休業日・年末年始休業日は除く
夏季休業日・年末年始休業日詳細は、当社Webサイト(<https://www.re-stec.co.jp>)に記載されます。

第6条(本約款の変更)

当社は約款に変更があった場合、サービス受給者の了承を得ることなく、本約款を随時変更することができます。この場合には、改定後の約款を適用するものとします。なお当社のホームページに表示された時点より、効力を生じるものとします。当社は、本サービス又は本約款の内容を変更したことによってサービス受給者又は第三者に損害が生じた場合でも、一切責任を負いません。

第7条(本サービスの終了)

当社は本サービスをサービス受給者の了承を得ることなく、3カ月前に通知することで終了することができます。なお通知方法はホームページへの表示とし、表示された時点から3カ月後に終了します。なお、当社は、本サービスを終了したことによってサービス受給者又は第三者に損害が生じた場合でも、一切責任を負いません。

第8条(第三者への委託など)

当社は本約款に基づく当社の義務の全部または一部を第三者に委託または請け負わせることができます。

第9条(免責事項)

- 1 天災地変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動、法令の改廃制定、公権力の介入、その他不可抗力等により本サービスの全部、または一部の履行が遅延し、あるいは履行不能となった場合、当社は責任を負いません。
- 2 本サービスの提供時間内に対応できないことに関して生ずる一切の損害について、当社は責任を負いません。
- 3 当社の責めに帰すべき事由の有無を問わず、プログラム又はデータの破壊、損傷、変更、消失及び本サービスの全部又は一部の履行遅滞又は履行不能に関して生じる一切の損害について、当社は責任を負いません。ただし、当社に故意又は重過失がある場合は、当社は、次項の限度で責任を負います。
- 4 本約款に関する当社の損害賠償責任(本約款に基づいて本サービスの全部又は一部を委託会社その他の第三者に委託した場合において、当該第三者の行為により生じた損害の賠償責任も含まれます。)は、当社に責に帰すべき事由がある場合に限り、かつ、料金(消費税額を除きます。)の1か月相当額を上限とします。

第10条(個人情報の保護)

当社は本サービスに基づきサービス受給者から開示を受け知り得た個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)を、保護措置を講じた上で適正に管理するものとし、本サービスの提供以外の目的で第三者に対して開示又は漏えいいたしません。ただし、顧問契約を結んだ弁護士、会計士、税理士その他の守秘義務を負う外部専門家に対する必要な限度における開示及び法令に基づき開示義務を負う場合(刑事訴訟法に基づく照会及び弁護士法に基づく照会を含みます。)の必要な限度における開示は、この限りではありません。

第11条(紛争の解決)

- 1 本約款に規定なき事項及び本約款の解釈に疑義を生じた場合には、信義誠実を旨とし協議の上、円満に解決を図ります。
- 2 本約款又は本サービスに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2022年11月14日
株式会社リステック